

議案第 15 号

匝瑳市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸



## 匝瑳市行政組織条例の一部を改正する条例

匝瑳市行政組織条例（平成18年匝瑳市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「環境生活課」を「環境生活課 ゼロカーボン推進課」に改める。

第2条中第14号を第15号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

（8） ゼロカーボン推進課

ゼロカーボンの推進に関すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



(参考)

匝瑳市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を設置する。</p> <p>秘書課 企画課 総務課 財政課 税務課 市民課 環境生活課 ゼロカーボン推進課 健康管理課 農林水産課 商工観光課 都市整備課 建設課 福祉課 高齢者支援課</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>ゼロカーボン推進課</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を設置する。</p> <p>秘書課 企画課 総務課 財政課 税務課 市民課 環境生活課</p> <p>健康管理課 農林水産課 商工観光課 都市整備課 建設課 福祉課 高齢者支援課</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>以下 略</p>